



No. 63

(別 紙)

村 庁 行 会 集 行 会 集
度 度 度 度
三 重 三 重
広 報 編 報 編

目 次

条 例

昭和四十年十二月十七日

三重県度会村長 大野 真資

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例

○ 村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例：(条例第四十四号)

○ 度会村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例：(条例第四十五号)

○ 度会村立会演説会の開催に関する条例の一部を改正する条例：(条例第四十六号)

○ 度会村課室制条例の一部を改正する条例：(条例第四十七号)

○ 度会村条例第四十四号

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和四十年十二月十七日

三重県度会村長 大野 真資

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部を改正する条例

村長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例(昭和三十四年度度会村条例第二十五号)の一部を次のように改正する
第一条中 「村長月額四五、〇〇〇円」を「村長月額六八、〇〇〇円」
「助役月額三七、〇〇〇円」を「助役月額三五、〇〇〇円」
「収入役月額五〇、〇〇〇円」を「収入役月額五三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

○ 度会村条例第四十五号

度会村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を公布する。
昭和四十年十二月十七日
三重県度会村長 大野 真資

度会村教育委員会教育長の給与及び

勤務時間等に関する条例

第一条 この条例は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第二項の規定に基づき、度会村教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給料その他の給与及び旅費並びに勤務時間等を定めることを目的とする。

第二条 教育長の給料は、月額四五、〇〇〇円とする。

第三条 教育長の給料の支給方法については、村職員の例による。

第四条 教育長には、第二条に規定する給料のほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当を村職員の例により支給する。

第五条 教育長の旅費については、村職員の例による。

第六条 教育長の勤務時間等は、村職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年一月十一日から適用する。

○ 度会村条例第四十六号

度会村立会演説会の開催に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
昭和四十年十二月十七日
三重県度会村長 大野 真資

度会村立会演説会の開催に関する条例の一部を改正する条例

度会村立会演説会の開催に関する条例(昭和四十年度会村条例第三十六号)の一部

を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(参加申出者が二人に満たない場合)

第五条 第三条第一項及び前条第一項の規定により申出をした者が一人であるとき又は候補者が死亡又は候補者であることを辞したため申出をした者が一人となった場合(法第八十七条の規定により届出を却下された場合及び法第九十一条又は法第九十三条第四項の規定に該当する場合を含む。)においては、当該立会演説会は行なわれない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 度会村条例第四十七号

度会村課室制条例の一部を改正する条例を公布する。
昭和四十年十二月十七日
三重県度会村長 大野 真資

度会村課室制条例の一部を改正する条例

度会村課室制条例(昭和四十年度会村条例第十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「六課」を「七課」に改め、「振興課」の次に次の一課を加える。
耕地課

第八条第五号中「及び土地改良区」を削り、同条第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第九条を第十条とし、以下第十条から第十一条までを順次一号ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(耕地課の事務)

第九条 耕地課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の施行に関すること。
- 二 土地改良区との連絡に関すること。
- 三 耕地事業の資金に関すること。
- 四 耕地事業の資機材に関すること。
- 五 耕地事業の調査及び計画に関すること。
- 六 土地改良事業に関すること。
- 七 耕地の災害復旧事業に関すること。
- 八 その他耕地事業に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。